

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に従い、同志社大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用（以下「公的研究費の不正使用」という。）が生じた場合における本学の対応に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、「同志社大学公的研究費の運営・管理に関する規程」第3条に定める研究費をいう。

2 この規程において、「研究者等」とは、本学において公的研究費による研究及びその研究に関わる業務に携わる本学の教職員、研究員及び学生をいう。

3 この規程において、「不正使用」とは、研究者等が故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付決定の内容やこれに付された条件に違反した使用を行うことをいう。

4 この規程において、「告発者」とは、告発窓口に、書面、FAX、電子メール、電話、面談又はその他の方法（以下「書面等」という。）により公的研究費の不正使用に関する告発（以下「告発」という。）を行った者をいう。

5 この規程において、「被告発者」とは、告発を受けた者をいう。被告発者のほか、被告発者に関係する調査の対象者をあわせて、「被告発者等」という。

(告発窓口)

第3条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、倫理審査室に告発窓口を置く。

2 前項に規定するもののほか、本学外に告発窓口を置く。

3 告発窓口の責任者は、倫理審査室長とする。

(告発の相談)

第4条 公的研究費の不正使用が存在すると疑う者で、告発の是非や手続について疑問があるものは、告発窓口に対して書面等により相談することができる。

2 告発窓口は、告発の意思を明示しない相談があった場合においては、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。

3 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている場合又は不正使用への関与を求められているときは、告発窓口の責任者は、学長及び倫理審査委員会委員長に報告する。

4 学長は、前項の報告があった場合において、その内容を確認し、倫理審査委員会委員長と協議の上、相当の理由があると認めるときは、相談の対象者及び必要な範囲で関係者に対して警告を行う。

(告発の受付体制)

第5条 公的研究費の不正使用が存在すると疑う者は、書面等により、告発窓口で告発することができる。

2 告発の書面等には、原則として顕名により、告発者の連絡先、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ等の名称、不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理性のある理由が具体的に記載されていなければならない。

3 匿名による告発又は情報提供があった場合、告発窓口の責任者は、告発者に対し、次の各号の制約が内在することについて説明し、倫理審査委員会委員長と対応を協議の上、これを受け付けることができる。

(1) 不正利用に関する十分な調査又は告発者の保護が適切に実施できない場合があること

(2) 告発者の連絡先が具体的に記載されていない限り、この規程に定める告発者への通知を行うことができないこと

4 告発窓口の責任者は、前項に基づき受け付けた場合には、学長及び「同志社大学公的研究費の運営・管理に関する規程」第5条第2項に定める統括管理責任者たる副学長並びに倫理審査委員会委員長に速やかに報告する。学長は、被告発者が所属する学部・研究科等の長に、その内容を通知する。

- 5 告発が電話又は面談以外の方法でなされたときは、告発者に告発が到達した旨を通知する。
- 6 倫理審査委員会委員長は、新聞等の報道機関、会計検査院、研究者コミュニティ又はインターネット等により、公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合（不正使用を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ等の名称、不正使用の態様その他事案の内容が具体的に明示され、かつ、不正とする合理性ある理由が示されている場合に限る。）、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発窓口の職員の義務）

第6条 告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付ける際には、面談による場合は個室にて実施し、書面等による場合はその内容を他の者が見聞できないような措置を講じる等、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

（秘密保持義務）

第7条 この規程に定める相談、調査、業務等に関わる全ての者は、これらの過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。これは各自が教職員でなくなった後も同様とする。

- 2 学長及び倫理審査委員会委員長は、告発者、被告発者等、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長は、調査中の事案が外部に漏洩した場合、倫理審査委員会委員長と協議の上、告発者及び被告発者等の了解を得て、手続の継続中でも、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、倫理審査委員会委員長及びその他関係者は、告発者、被告発者等、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をする場合、これらの人権、名誉、プライバシー等を侵害することがないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第8条 学部・研究科等の長は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者を不利益に取り扱った者に対して、適切な措置を講じる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、告発したことを理由として当該告発者に対して、不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者等の保護）

第9条 本学及び本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、被告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに被告発者等を不利益に取り扱った者に対して、適切な措置を講じる。

（悪意に基づく告発）

第10条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れるため、被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者に対して適切な措置を講じる。

（予備調査の開始）

第11条 倫理審査委員会は、次の各号の場合、予備調査を行わなければならない。

- (1) 第5条による告発があった場合
- (2) 学長の命を受けた場合
- (3) 倫理審査委員会においてその他の理由により予備調査の必要を認めた場合

（予備調査委員会の設置）

第12条 倫理審査委員会は、予備調査を実施するため、その下に予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、3名の倫理審査委員会委員によって構成するものとし、倫理審査委員会がこれを指名する。

- 3 予備調査委員会委員長は、予備調査委員会委員の中から、倫理審査委員会委員長が指名する。
- 4 予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。ただし、書面等の記載内容から当該行為が不正使用に該当しないことが明らかな場合は、予備調査を実施しないことができる。
- 5 予備調査委員会は、必要に応じて、被告発者等に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めること、又は被告発者等の事情聴取を行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第13条 予備調査委員会は、告発された公的研究費の不正使用が行われた可能性の有無、その他この規程に定める手続を進めるにあたって必要な事項について、予備調査を行う。

(予備調査に替わる調査)

第14条 第11条の規定にかかわらず、倫理審査委員会は、部、科、所、センター等（本学が設置する委員会も含む。）における調査又は学校法人同志社内において実施された調査の結果に基づき、公的研究費の不正使用が存在する可能性が高いと判断される場合は、当該調査を予備調査とみなすことができる。

- 2 学長は、前項の場合、速やかな本調査の開始を倫理審査委員会委員長に命じる。

(本調査実施の決定等)

第15条 予備調査委員会は、予備調査結果を倫理審査委員会に報告する。

- 2 倫理審査委員会は、予備調査結果を踏まえ、本調査を行うか否かを直ちに決定する。
- 3 倫理審査委員会は、本調査を実施することを決定した場合、告発者及び被告発者等に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 4 倫理審査委員会は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、予備調査に係る資料等は、当該事案に係る研究費等の資金配分機関、文部科学省その他の関係省庁（以下、「関係機関等」という。）又は告発者の求めがあったときに開示することができるよう保存しておかねばならない。なお、被告発者が予備調査に関与した場合は、被告発者にも本項の通知を行うものとする。
- 5 倫理審査委員会は、本調査を行うか否かにかかわらず、決定内容を学長に報告する。
- 6 学長は、第5条による告発を受け付けた日、学長が予備調査の指示を行った日若しくは倫理審査委員会委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた日又は前条により学長が本調査の開始を倫理審査委員会委員長に命じた日から起算して30日以内に、当該事案に係る公的研究費等の資金配分機関に本調査を実施する旨を報告するものとし、必要に応じて関係省庁にもその旨を報告する。
- 7 学長は、前項に加え本調査を実施する旨を被告発者等の所属する学部・研究科等の長に通知する。なお、被告発者等の所属が当該事案発生当時と異なる場合は、当時所属していた学部・研究科等の長にも通知する。

(専門調査委員会の設置)

第16条 倫理審査委員会は、第14条又は第15条により本調査を実施する場合、速やかに専門調査委員会を設置するとともに、その旨を学長に報告する。

(専門調査委員会の委員構成)

第17条 倫理審査委員会は、専門調査委員会委員（以下「専門調査委員」という。）として、本学に属さない外部の有識者を含め、告発者及び被告発者等と直接の利害関係を有しない者3名以上を指名するものとする。

(本調査実施の通知及び専門調査委員に関する異議申立て)

第18条 倫理審査委員会は、専門調査委員会を設置した後、告発者及び被告発者等に対し、専門調査委員の氏名及び所属を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者等は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、倫理審査委員会に対して、書面により専門調査委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 倫理審査委員会は、前項の異議申立てがあった場合において、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る専門調査委員を交代させるとともに、告発者及び被告発者等にその旨を通知しなければならない。その内容が妥当でないとは判断したときは、異議申立てを行った告発者又は被告発者等にその旨を通知しなければならない。

4 前項の決定に対する異議を申し立てることはできない。

(本調査の実施)

第19条 専門調査委員会は、倫理審査委員会が本調査の実施を決定した日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

2 専門調査委員会は、予備調査又は第14条による調査で指摘された公的研究費の不正使用に係る資料の精査、関係者からの事情聴取等の方法により、本調査を行うものとする。

3 専門調査委員会は、被告発者等に書面又は口頭による反論の機会を与えなければならない。

4 告発者、被告発者等、その他当該告発等に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的真実を忠実に述べる等、本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第20条 本調査の対象は、告発された事案に係る公的研究費とする。なお、専門調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の公的研究費を含めることができる。

(証拠の保全)

第21条 専門調査委員会は、本調査を実施するにあたって、調査事案に係る研究活動に関し、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとることができる。

(本調査の中間報告)

第22条 専門調査委員会は、関係機関等から中間報告の求めがあった場合、手続の継続中でも、倫理審査委員会に中間報告を行う。

2 倫理審査委員会委員長は、前項の報告について学長に報告する。学長は、当該関係機関等に中間報告書を提出する。

(認定の手続)

第23条 専門調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、公的研究費の不正使用が行われたか否かを認定する。

2 前項にかかわらず、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合、専門調査委員会は、その理由及び認定の予定日を付して倫理審査委員会に申し出て、承認を得るものとする。倫理審査委員会委員長は、その旨を学長に報告する。

3 専門調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われたと認定した場合、その内容及び悪質性の程度、不正使用に関与した者とその関与の度合、不正使用の相当額その他の必要な事項について認定するものとする。

4 専門調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定した場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定を併せて行うものとする。

5 前項の認定を行うにあたっては、告発者に書面又は口頭による反論の機会を与えなければならない。

6 専門調査委員会は、第2項から第4項に定める認定手続が終了したときには、調査結果を倫理審査委員会に直ちに報告しなければならない。

7 倫理審査委員会委員長は、前項の報告を受けた場合、その内容を学長に直ちに報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第24条 学長は、前条第7項の報告を受けた場合、調査結果を、告発者、被告発者等、被告発者等以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に速やかに通知するとともに、第15条第6項及び第7項に基づき本調査を実施することを報告又は通知した者に対し、同様に知らせる。

2 学長は、第15条第6項による報告をしていない場合であっても、必要に応じて、調査結果を関係機関等に報告し、被告発者等が本学以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定が行われた場合において、その調査結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、第15条第6項及び第7項に基づき本調査を実施することを報告又は通知した者に対し、同様に知らせる。告発者が本学以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。

(異議申立て)

第25条 第15条第4項に基づき、本調査を実施しないことが決定された場合、告発者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に、倫理審査委員会委員長に対して異議を申し立てることができる。

ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。なお、被告発者が予備調査に協力した場合は、被告発者にも本項の通知を行うものとする。

- 2 第23条第1項に基づき、公的研究費の不正使用が行われたと認定された場合、被告発者等は、その通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して根拠を示して書面により異議を申し立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。
- 3 第23条第4項に基づき、告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者は、その旨の通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して根拠を示して書面により異議を申し立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。
- 4 学長は、第2項の異議申立てがあった場合、その旨を告発者に通知するとともに、前条第1項及び第2項に基づき不正行為があったことを報告又は通知した者に対し、同様に知らせる。
- 5 学長は、第3項の異議申立てがあった場合は、その旨を被告発者等に通知するとともに、第24条第3項に基づき報告又は通知した者に対し、同様に知らせる。
- 6 本学以外の機関に所属している告発者が、第3項の異議申立てを行った場合には、学長は、その旨を告発者が所属する機関に通知する。

(異議申立ての妥当性の審査)

第26条 倫理審査委員会は、前条第1項に基づく異議申立てを受けた場合、異議申立ての妥当性を審査するために、再度倫理審査委員会で本調査を実施するか否かを審議しなければならない。

- 2 告発者は、前項による本調査不実施の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。
- 3 学長は、前条第2項又は第3項に基づく異議申立てがあった場合、異議申立審査委員会を設置し、本委員会は異議申立ての妥当性及び再調査を実施するか否かの審議を行う。
- 4 異議申立審査委員会は、学長が委嘱する委員3名で構成するものとし、学外の有識者を含まなければならない。
- 5 専門調査委員会委員及び倫理審査委員会委員は、前項の委員を兼ねることはできない。
- 6 学長は、第4項の委員の氏名及び所属を異議申立人に通知しなければならない。
- 7 前項の通知を受けた異議申立人は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して第4項の委員に関する異議を申し立てることができる。
- 8 学長は、前項の異議申立てがあった場合においては、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させ又は新たな委員を追加するとともに、その旨を異議申立人に通知しなければならない。その内容が妥当でないと判断したときは、その旨を異議申立人に通知しなければならない。
- 9 前項の決定に対して異議を申し立てることはできない。
- 10 異議申立審査委員会は、前条第2項又は第3項に基づく異議申立てについて、再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合、又は再調査を行う旨を決定した場合、学長に直ちに報告する。
- 11 学長は、前項による報告を受けた場合、異議申立人及び前条第4項から第6項に基づき異議申立てがあったことを報告又は通知した者に対し、同様に知らせる。
- 12 異議申立人は、第10項の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。

(再調査)

第27条 学長は、前条第1項において再調査を行う旨が決定された場合、倫理審査委員会委員長に専門調査委員会による再調査を命じる。

- 2 倫理審査委員会は、前項に定める再調査において、新たに専門性を要する判断が必要となる場合、専門調査委員の交代若しくは追加、又は改めて専門調査委員会を構成し直して審査をさせるものとする。
- 3 前項に定める新たな専門調査委員の指名等は、第17条及び第18条に準じて行う。
- 4 専門調査委員会は、異議申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 5 専門調査委員会は、異議申立人から前項に定める協力が得られない場合、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。
- 6 専門調査委員会は、倫理審査委員会に前項の決定を直ちに報告し、倫理審査委員会委員長は、こ

れを学長に報告する。学長は、異議申立人に対し、その決定を通知する。

7 専門調査委員会は、第25条第2項の異議申立てに基づき、再調査を開始した場合、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定しなければならない。

8 専門調査委員会は、第25条第3項の異議申立てに基づき、再調査を開始した場合、その開始の日から起算して30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定しなければならない。

9 前2項にかかわらず、規定の期間内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由があるときは、その理由及び決定予定日を付して倫理審査委員会に申し出て、その承認を得る。倫理審査委員会委員長は、その旨を学長に報告する。

10 専門調査委員会は、第25条第2項又は第3項の異議申立てに基づく再調査の結果を倫理審査委員会に報告する。倫理審査委員会委員長は、この再調査の結果を学長に報告しなければならない。

11 学長は、前項の報告に基づき、再調査の結果を告発者、被告発者等及び被告発者等以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に速やかに通知するとともに、第25条第4項から第6項に基づき異議申立てがあったことを報告又は通知した者に対し、同様に知らせる。

12 異議申立人は、再調査の結果に対して、再び異議を申し立てることはできない。

(調査結果の公表)

第28条 学長は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がなされた場合、速やかに調査結果を公表する。ただし、懲戒委員会へ付議される事案については、懲戒委員会の審議を終えるまで調査結果の公表を控えることができる。

2 前項の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用に関与した者の氏名及び所属、不正使用の内容、不正使用の相当額、本学が公表時までに行った措置の内容、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が合理的な理由があると認める場合、当該不正使用に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4 公的研究費の不正使用が行われなかったとの認定がなされた場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者等の名誉を回復する必要があると認められるとき、又は調査事案が外部に漏洩していたときは、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用が行われなかったこと、被告発者等の氏名及び所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定された場合、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査の方法・手順等を速やかに公表する。ただし、懲戒委員会へ付議される事案については、懲戒委員会の審議を終えるまで調査結果の公表を控えることができる。

(本調査中における一時的措置)

第29条 学長は、本調査を行うことを決定したときから専門調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者等に対して告発された公的研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 学長は、資金配分機関から、被告発者等の該当する公的研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第30条 学長は、公的研究費の不正使用に関与したと認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命じることができる。

(措置の解除、名誉回復)

第31条 学長は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定された場合、本調査に際し、行った研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処分についての報告等)

第32条 学長は、公的研究費の不正使用が行われたと認定された場合において、被認定者に対して、懲戒規程等の手続に従い処分が科されたときは、関係機関等に対し、その処分の内容等を報告する。

2 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定されたことにより、当該告発者に対して、懲戒規程

等の手続に従い、処分が科された場合、その処分の内容等を第24条第3項において報告又は通知した者に対し、同様に知らせる。

- 3 学長は、不正使用の内容が私的流用等、悪質性が高いと判断した場合には、理事長に、法的手続をとるように求めることができる。

(是正措置等)

第33条 倫理審査委員会は、公的研究費の不正使用が行われたと認定された場合、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告することができる。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する学部・研究科等の長に対し、是正措置等をとることを命じる。また、必要に応じて、本学全体に対し是正措置等をとる。
- 3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を関係機関等に対して報告する。

(事務)

第34条 この規程に関する事務は、倫理審査室事務室が取り扱う。

(改廃)

第35条 この規程の改廃は、倫理審査委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公的研究費の不正使用が生じた場合には、この規程の定めのほか、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を参照し対応するものとする。